

情報プラザ

羽幌町役場 ☎ 2 - 1211
インターネット
ホームページアドレス
<http://www.town.haboro.hokkaido.jp/>
E-メールアドレス
kikaku@town.haboro.hokkaido.jp
町長室のメールアドレス
sawayaka@town.haboro.hokkaido.jp
ご意見お待ちしております

□町長との語り合いの場
『ふれあいトーク』
5人～10人くらいのグループで
開催日の10日前までに申込みを！

□出前講座（37講座）
『ほっと講座はぼる』
5人以上の団体やグループが
主催する学習会等に町職員が
講師として出向きます

☎お問合せ・申込み先
企画課広報聴係
(内線251～252)

●ホタルの電話 ☎ 2 - 1310
1人でなやんで自分をイジメないで
かけてみよう『ホタルの電話』

水道凍結にご注意を！

水道管の凍結が起きやすい季節です。
保温材を巻いたり、水落としするなど、くれ
ぐれもご注意ください。

万が一、年末年始に水道凍結でお困りになっ
たら、当番業者の方にご連絡ください。

年末・年始の水道事業者当番表

●市街地区

12月30日	マツダ興業	1 6 0 0
31日	北日本設備	4 4 7 0
1月1日	サワスイ	2 0 2 7
2日	柏谷管工業	2 8 0 7
3日	イワサキ設備機器	5 0 3 1
4日	マツダ興業	1 6 0 0
5日	北日本設備	4 4 7 0

●離島地区

天売	坂本 学 宅	5 1 0 8
焼尻	今野仁巳 宅	3 2 3 0

お知らせ

年末年始の休み

▶役場の業務は、年末12月30日で終わり、新年は1月6日から行います。住民票や各種証明書など必要な方は早めにご請求ください。なお、休み中の死亡などの届出は、役場庁舎正面右側の職員通用口の『宿直室』で取り扱います。

各施設の休館日

中央公民館	12月30日～1月3日
総合体育館	12月30日～1月5日
町民スキー場	12月31日～1月1日
老人福祉センター	12月30日～1月5日
勤労青少年ホーム	12月30日～1月5日
北海道海鳥センター	12月30日～1月5日

「どんど焼き」 しめ飾り・門松は分別をして持ち込み願います

しめ飾り、門松などには塩化ビニールやプラスチック素材が多く使用され、お焚きあげの際に環境汚染が心配されますので、これら素材の部品をはずして各自で持ち込み願います。また、お焚きあげの品々を入れてきた袋などはお持ち帰り願います。なお、塩化ビニールやプラスチック製部品などは収集ゴミとして出していただくこととなりますが、気が引けるといふ方は神棚の塩で清めて出してください。

- 持込期間 / 平成17年1月13日の午後1時から1月15日の午前10時まで
- 持込場所 / 羽幌神社境内（各自で持ち込み願います）
- どんど祭 / 平成17年1月15日 午前10時から ▶主催協力 / 羽幌神社・羽幌町聖徳太子奉賛会



除雪作業にご理解とご協力を

雪捨て場は、汐見の羽幌葬斎場裏となります。

雪捨てにあたっては、雪捨て場の奥まで行って捨ててください。入り口付近や通行に支障をきたす箇所には捨てないでください。多くの方が使うので秩序を守りましょう。

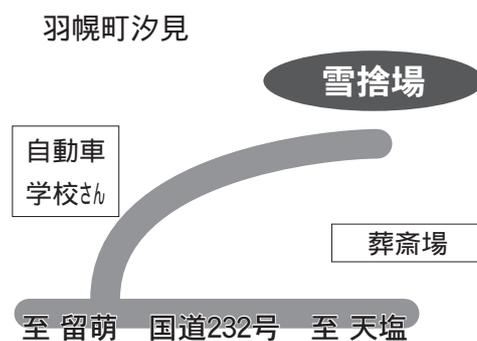
▶町では、今年も降雪量や吹雪などの状況に応じ、早朝から道路の除雪作業を実施しますので、皆さまには除雪の障害となります物件の撤去、移動をお願いいたします。

障害となる物件は道路に設置された車庫前のスロープやブロック、商店街ののぼり用のつか石です。今一度自宅周辺を点検し、これらの物の撤去をお願いいたします。

また、路上駐車車両は除雪時間を長くする要因であるばかりか、狭い道路では除雪作業ができなくなることがあります。

限られた時間内でより広い地域を除雪するため、ご理解とご協力をお願いいたします。

▶問合せ先 / 建設港湾課管理係（内線 313・314）



国保

老人保健の高額医療費について

老人保健に該当している方は所得などに応じて医療費を負担していただきます。

医療費の負担が下表の限度額を超えた場合は、申請により超えた分の払い戻しが受けられます。

下記の限度額を超えた場合、羽幌町役場からハガキにより通知をしていますので、忘れずに申請しましょう。
(なお、ハガキが送付されてから2年が経ちますと時効により申請ができなくなりますのでご注意ください)

該当していると思われるにもかかわらず、通知がこない場合は、領収書をご用意の上、羽幌町役場までお問い合わせください。なお、ハガキが送付される時期は、診療を受けてから約3カ月後になります。

また、申請をする際に、ご本人が役場までお越しになれない場合は、郵送や代理の方の申請も受け付けていますので、お問い合わせください。

区分	一定以上所得者	一般	低所得	低所得
負担割合	2割	1割		
外来限度額	40,200円	12,000円	8,000円	
入院及び世帯限度額	72,300円+(総医療費 - 361,500円)×1% (40,200円)	40,200円	24,600円	15,000円

()内は、12カ月間に4回以上高額医療費の支給を受けた場合の4回目からの限度額です。

低所得 及び低所得 に該当する為には、申請が必要です。

▶詳細及び不明な点は、町民福祉課国保医療年金係（☎ 2-1211 内線107）までご連絡ください。